

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年10月 7 日

葛飾区長

葛飾区条例第53号

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年葛飾区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「15日」の次に「（その日が休日（葛飾区の休日を定める条例（平成元年葛飾区条例第 1 号）に規定する休日をいう。）に当たる場合は、その翌日）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、1 の四半期の途中において新たに結成された会派及び新たに議員となった者に対し、交付する場合は、この限りでない。

第 4 条第 2 項から第 6 項までを次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了する日の属する月の政務活動費の額は、前項で定める月額を当月の日数で除して得た額（以下この条において「日割額」という。）に当月の 1 日から当該任期が満了する日までの日数を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）とする。

- 3 1の四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月以降の月分の政務活動費を交付する。この場合において、結成された日の属する月の政務活動費の額は、第1項の規定にかかわらず、日割額に結成された日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に結成された日の当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。
- 4 1の四半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合又は議会の解散があった場合は、当該会派は、その事由が発生した日の属する月以降の月分の政務活動費（当該事由に係る所属議員の分に限る。）であって、既に交付されたものを返還しなければならない。この場合において、当該事由が発生した日の属する月の分として返還する額は、日割額に当該事由が発生した日の翌日から当月末日までの日数（当該事由が発生した日が当月の末日であるときは、0日）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に当該事由に係る所属議員の数を乗じて得た額とする。
- 5 1の四半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動（前項に規定する場合によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じた場合には、異動が生じた日から30日以内に、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額に満たないときは不足額を追加して交付するものとし、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を超えるときは、当該会派は、超過額を返還しなければならない。この場合において、異動が生じた日の属する月の政務活動費の額は、第1項の規定にかかわらず、日割額に当月1日から異動が生じた日の前日までの日数（1日に異動が生じた場合は、0日）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に異動前の所属議員数を乗じて得た額と異動が生じた日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に異動後の所属議員数を乗じて得た額の合計額とする。
- 6 政務活動費の交付を受けた会派が1の四半期の途中において解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、解散の日の属する月以降の月分の政務活動費を返還しなければならない。この場合において、解散した日の属する月の分として返還する額は、日割額に解散した日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合

は、それを四捨五入して得た額)に解散した日の当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

第4条の2第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了する日の属する月の政務活動費の額は、前項で定める月額を当月の日数で除して得た額(以下この条において「日割額」という。)に当月の1日から当該任期が満了する日までの日数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額)とする。
- 3 1の四半期の途中において新たに議員となった者及び政務活動費の交付を受けていた会派を離脱した者に対しては、その事由が発生した日の属する月以降の月分の政務活動費を交付する。この場合において、当該事由が発生した日の属する月の政務活動費の額は、前項の規定にかかわらず、日割額に当該事由が発生した日から当月末日までの日数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額)とする。
- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、1の四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月以降の月分の政務活動費であって、既に交付されたものを返還しなければならない。この場合において、議員でなくなった日の属する月の分として返還する額は、日割額に当該議員でなくなった日の翌日から当月末日までの日数(議員でなくなった日が当月の末日であるときは、0日)を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額)とする。

第4条の2に次の1項を加える。

- 5 政務活動費の交付を受けた議員が、1の四半期の途中において政務活動費の交付を受けている会派に所属したときは、所属した日の属する月以降の月分の政務活動費を返還しなければならない。この場合において、所属した日の属する月の分として返還する額は、日割額に所属した日から当月末日までの日数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額)とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年11月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の葛飾区議会政務活動費の交付に関す

る条例の規定により交付された政務活動費に係る報告書の提出及び残額の返還については、なお従前の例による。